大石田町町民交流センター虹のプラザ展示ケース利用に係る実施要領

１．目　的

　町内で活動する団体、サークル等の発表機会を確保し、大石田町の芸術文化の振興と発展を図ることを目的とする。

２．対　象

　大石田町内で活動する団体、サークル等

　（個人での利用も可とするが、団体での展示を優先とする。）

３．展示申込

　空き状況を確認し、大石田町役場教育文化課生涯学習グループへ申し込む。

４．展　示

　①展示期間は最長で１ヶ月とする。

②展示物の展示は展示開始日の前日午後３時から可能とする。

　③撤収は最終日午後２時までに行う。

　④展示物の展示及び撤収は利用する団体が行う。

　⑤展示期間中の展示物の事故等については町では一切の責任を負わないものとする。

５．使用制限

以下のような利用があった場合は使用を拒否、又は停止をすることができる。

　①公の秩序をみだす利用。

　②宗教・政治活動等に関する利用。

③施設の設備等をき損するおそれがある利用。

④その他管理上支障があると判断した利用。

６．その他

　　その他必要な事項に関しては展示団体と打合せの上、決定する。